

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、山和建設株式会社（所在地 山形県西置賜郡）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和6年6月7日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 笠原 光義
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 松浦 千恵
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
山和建設株式会社	山形県西置賜郡小国町大字町原93-1

2. 指名停止措置期間： 令和6年6月7日～令和6年9月6日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、令和6年2月26日に開札した、北陸地方整備局長岡国道事務所発注の「R5・6国道289号工事用道路対策外工事」の落札者となり、3月6日に契約を締結したが、配置予定技術者を当該工事に配置できないことを理由に、3月26日、発注者から契約を解除された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内